

更生保護と福祉	2、3
介護ぬくもり	4～7
ホームページ「福祉のお仕事」開設	9
シルバー110番	10
身体拘束ゼロへ	11
ビデオライブラリー	12
ほっとすぼっと 寺谷 隆子さん	14
県弁護士会高齢者・障害者支援センター	15
生活福祉資金制度改正	16、17
広がれ！地域福祉「都留市社協」	19
福祉施設訪問「くぬぎの森」	19

やまなしの 福祉

2010年3月号



組み立て体操の練習、元気に「やあ～！」

撮影：小林伸子さん（身延町立常葉保育所）

第23回いきいき写真コンテスト

（主催：山梨県保育協議会）の第1位作品です。

発行 社会福祉法人 **山梨県社会福祉協議会**

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614
<http://www.y-fukushi.or.jp/>



この広報紙の作成費用の一部は赤い羽根共同募金
 配分金により発行されています。

だれの目にも優しいカラーユニバーサル・デザイン
 で制作した広報です

特集「更生保護と福祉」



一人ひとりとじっくり向き合う五味和男さん

増え続ける高齢者の犯罪
 欠かせないサポート

高齢者の犯罪が増えています。刑務所の中には耳が遠く、視力もおぼつかない人も。出所しても身元引受人がなく、高齢のために仕事も見つけられないケースが目立ちます。彼らを再び犯罪に走らせないためには、何が必要なのでしょう。今回の特集は、「更生保護」と「福祉」にスポットを当てました。

こう話すのは、甲府地区保護司会の五味和男会長（70歳、甲府市上石田）。最近では、覚せい剤取締法違反で保護観察になる人も高齢化が進んでいるそうです。

▼20年前の3・7倍
 高齢者の犯罪増加は数年

この20年で約2倍になりましたが、犯罪増加率は、それを大きく上回っています。

増加には、さまざまな要因が考えられます。経済的な苦しさ、退職後の生きがい喪失、犯罪を繰り返すことと親族から見放された孤独感…。保護司歴34年の五味さんは、一人ひとりとじっくり向き合い、信頼関係を築きながら問題点を探ってきました。

「本人の頑張りはもちろんですが、やはり更生への第一歩は経済的な自立。働き口さえあれば犯罪は減ります」と五味会長。保護観察になった人の再犯率は、無職の方が有職者と比べて5倍も多くなっています。生活が不安定なほど再犯リスクは高くなるのです。

▼居場所づくり重要

仮出所者らの立ち直りには、居場所づくりが重要です。厚生労働省は、各道府県に「地域生活定着支援センター」を設置する方針

「万引で摘発される高齢者が増えています。生活に困ってスーパーから惣菜を盗んだり、金を持っているのに万引を繰り返したりする人もいます」

前年から指摘されています。2009年版「犯罪白書」によると、一般刑法犯（交

通関係を除く）として検挙された65歳以上の高齢者は約4万9千人で、20年前（1989年）のと3・7倍です。65歳以上の高齢者は、

き口さえあれば犯罪は減ります」と五味会長。保護観察になった人の再犯率は、無職の方が有職者と比べて5倍も多くなっています。生活が不安定な

通関係を除く）として検挙された65歳以上の高齢者は約4万9千人で、20年前（1989年）のと3・7倍です。65歳以上の高齢者は、

保護観察になった人の再犯率は、無職の方が有職者と比べて5倍も多くなっています。生活が不安定な

けるようにセンターで調整するのです。犯罪抑止のためには「司法」サイドだけでなく、「福祉」の視点も欠かせません。

＜保護司＞

仮出所者や執行猶予判決を受けた人と定期的に面接し、立ち直りを支援する民間ボランティア。地裁所長や地検検事正らによる選考会の答申を経て、法務大臣が委嘱します。

保護司法では、「社会的信望がある」などが条件。任期は2年で、再任可。全国で約4万9千人が活動していて、平均年齢は63・2歳（09年1月現在）。

＜保護観察＞

罪を犯した人や非行少年の再犯を防ぎ、立ち直りを助ける制度。保護観察官や保護司は定期的に面談し、就職などの助言をします。



〈更生保護施設〉

身元引受人がない仮出所者や執行猶予付きの判決を受けた人を一定の期間保護し、社会復帰を手助けします。満期出所者や少年院退院者の一時保護もします。宿泊は無料で、所持金がなければ食事も提供します。全国に103カ所あり、県内にあるのは山梨以徳会（定員20人）だけです。

仮出所者らの再出発を支援する更生保護施設「山梨以徳会」

▼高齢者らを支援

そんな高齢者や障がいの

桶泉さんは「高齢の元受刑者のケアは、住居の確保と生活費の工面が2本柱」と話します。山梨以徳会は、

携しながら、ひとりの人を支える仕組みが重要となります。

再犯リスク抑える 住居の確保と 就労の場づくり

『刑務所志願』という言葉があります。出所したけれど、住むところも仕事も探せない。刑務所なら寝床と食事の面倒はみてもらえ、と再び犯罪に走る。「世の中に好き好んで刑務所に入りたい人間がいるわけではない。誰も支援してくれないから、刑務所に戻

生活保護の申請支援

山梨以徳会

ある仮出所者らの支援に、法務、厚生労働



「最後は安心して暮らしてほしい」と語る桶泉益次郎さん

らざるを得ないので」と、桶泉益次郎さん（63歳）。仮出所者らの更生保護施設

「山梨以徳会」（甲府市青沼2丁目）で、補導主任を

働両省が2009年度から乗り出しました。更生保護施設で一時預かり、老人ホームなどの福祉施設への入所をサポートするのです。

山梨以徳会は09年度、8人の生活保護を申請しました。全員が生活扶助を受けて老人福祉施設やアパートに入り生活しています。

▼福祉へ橋渡し

年齢や障がいのある出所者が働きたくても雇ってもらえない現実は何度も出合ってきました。

法務省によると、身元引受人がない仮出所者は年間7000人を超えています。そのうち約900人は福祉サービスが必要にもかかわらず、受け入れてもらえない状態が続いてきました。

「これからはグループホームのような生活拠点を設け、生活費を得るために通所作業などをつくる必要がある。環境を整えば犯罪は減ります」と、桶泉さん。

「司法」と「福祉」が連



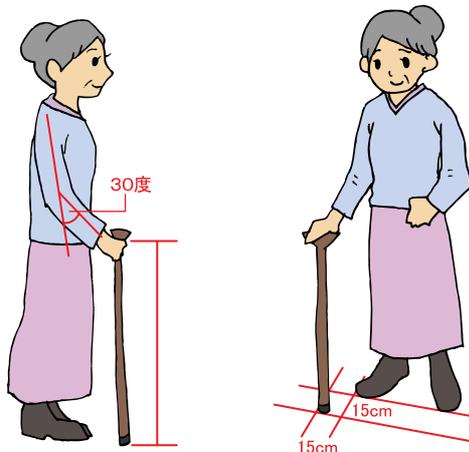
体に合った歩きやすい杖の長さを調べる研修生

歩行 支援

2本足で歩くのは、人間の特徴的な動作です。若いころはさっそうと歩いていたのに、ちょっとした段差につまずき、はっとした。

そんな経験はありませんか。年を取ると足元が不安になってきます。

「しっかり歩ける」とい



■杖選びのポイント

みんなが使っているから、手軽に買えるから、安いから…で決めてしまうと、本人にとっては使いにくく、安全のための物が危険を誘発させてしまうことがあります。

本人の好みや使いやすさ、使いにくさに耳を傾け、安定性や使う場所に合うかどうかを検討しましょう。

杖は、まっすぐに立ち、腕を下げた状態で、手首から床までの長さが目安。つま先から前へ約15度、外側へ15度の位置に杖をまっすぐに立て、グリップを握った時のひじが30度曲がるくらいだと握りやすく、力も入りやすくなります。

ただし、猫背の人や坂道で使うことが多い場合は、仙人杖のようなまっすぐで長い方が良いこともあります。

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、福祉用具専門相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談してから、準備すると良いでしょう。

うことが、どれほど大切か。もし転倒して骨折でもすれば、寝たきり生活になりかねません。

歩行をサポートする杖などの用具をテーマに研修会を開きました。

「背中や膝が曲がってきたら」「足の筋力が衰えた」「歩

歩行老化が進むと、外出するのもおっくうになります。しかし、体に合った補助具や適切な介助があれば、意外に上手に歩くことができます。杖のほかに

転ばぬ先の杖（つえ）

身体に合った補助具を

。県立介護実習普及センターは、「在宅りはびり研究所」（高知県）の吉良健司所長（理学療法士）を招き、

これは、みんな歩行老化の

杖は基本的には良い足側（健側）の手で持ちます。歩行パターンは「2動作」

く速度が遅くなり、歩幅も狭くなった」「ふらついたり、つまずいたりする」。

足がすくんだり、まひが残ったりして、立ち上がるこ

とさえ難しくなってきました。

これは、みんな歩行老化の

これは、みんな歩行老化の

歩行パターンは「2動作」

■歩行方法

杖は基本的には良い足側（健側）の手で持ちます。歩行パターンは「2動作」

歩行パターンは「2動作」

歩行サポート用具

さまざまな杖の種類。左からT字杖、ロフストランドクラッチ、4点杖、サイドケイン



左から歩行器、歩行車、シルバーカー



置き手すり



つっぱり型手すり

と「3動作」があります。
2動作歩行は、杖を動かしづらい足（患側）と同時に出してから、健側の足を出します。3動作歩行は、杖↓患側の足↓健側の足の順で動きます。

■歩行介助の基本

「イチ」「ニ」「イチ」「ニ」の2動作歩行は、3動作歩行より速く歩くことができませんが、バランスが良くなければ不安定になりがちです。

介護が必要な人の歩調に合わせる事が鉄則です。

まず、歩き始めのタイミングを合わせましょう。介護が必要な人が右足から歩けば、介護する人も同じ側の足を出し、一歩一歩の歩調

■杖の種類

「イチ」「ニ」「サン」の組み合わせます。歩くのが遅いと、車いすに乗せたくなくなるかもしれません。しかしそうすることによって、数歩歩ける人をもっとたく歩けなくしてしまうことになりません。無理をせず、休憩しながらゆっくり歩いてもらいましょう。

T字杖、ロフストランド杖、4点杖、サイドケイン、

松葉杖などがあります。指や腕の力、手首・肘（ひじ）・肩の関節の状態などを考慮して選びましょう。
4点杖は自立するので便利ですが、砂利道やスロープなどでは使いづらいことがあります。

杖の先には、地面からの衝撃を和らげるゴムがついています。使っていると擦り減ってきます。滑りやすくなつて危険なので、定期

的な点検と交換が必要です。
歩行を補助する歩行器や歩行車、杖の一部は、介護保険の「福祉用具貸与」の対象になっています。
県立介護実習普及センターは、これら福祉用具の展示と相談も行っています。
お気軽にお問い合わせください。電話055・254・8680、FAX055・254・8690。

よく吸収して漏れないおむつ

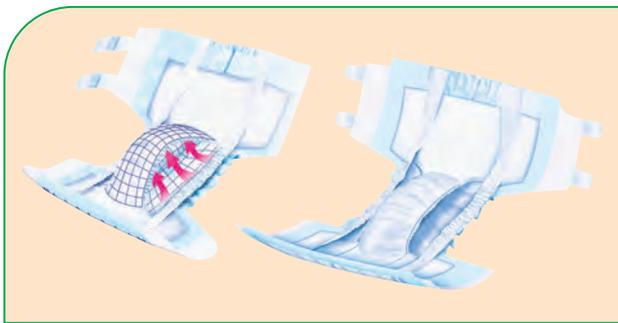
おむつには、排せつインナーと排せつアウターがあります。この組み合わせがとても重要です。インナーとは、尿を吸収する紙製や布製の尿パッドをいいます。そのインナーを固定するものをアウターといい、テープ止めやパンツタイプの紙オムツ、布製のパンツ、おむつカバーなどがあります。

おむつ選びの基本は、アウター一枚に尿量に見合ったパッド一枚です。パッドは、使用前と使用後のおむつの重さの違いで尿量を量り、適切な物を選びます。パッケージには「おしっこ何回分」といった表示もあるので、目安になります（おしっこ1回分とは、約150ミリです）。

県立介護実習普及センターに展示してあるオムツ（アウターとインナー）を紹介します。

商品名 布パンツ・内ベルトタイプ（アウター）
価格 SML 3,465円（税込み）

特徴 素材は綿24%、ポリウレタン76%。前身ごろは大きく開き、内ベルトがパッドをしっかり押さえます。肌に当たる内側は綿を使用。通気性にすぐれ、動きやすくなっています。



商品名 サルバ安心Wフィット（アウター）
価格 オープン価格

特徴 テープ止めタイプ。2つの吸収体によるWフィット構造。伝い漏れの原因となる「吸収体と尿道口の間のできるすき間」をなくします。テープなので装着も簡単。

商品名 へんしん自在ピタッチパンツ（アウター）
価格 オープン価格

特徴 日中はパンツタイプで上げ下げができ、就寝時はテープでも開閉できるのでパッド交換が楽。フィットギャザーで横漏れを防ぎます。尿の吸収量目安は約6回分。



商品名 いちばんお茶の力 快適おやすみパッド（インナー）
価格 オープン価格

特徴 茶がらを配合した茶香紙を採用。お茶の力で脱臭、抗菌機能を発揮します。透湿性のポリエチレンフィルムに不織布を張り合わせた素材を使用し、むれやかぶれを防ぎます。足まわりに内向き立体ギャザーを採用、尿量の多いときも横漏れを防止します。尿吸収量の目安は約7回分。

外へ出よう 心も体も リフレッシュ

きりや認知症の“引き金”になる」との指摘もありま

す。散歩など適度な運動は、気分転換やストレスの解消にもなります。心と体の健康を維持するために欠かせない“良薬”です。

ワンポイント

アドバイス

● 転倒に注意。濡れた路面で足を滑らせたり、段差

につまずいて転んだりすることがあります。「また転ぶのでは」。そんな恐怖心から、外出を控えるようになり、高年齢者も少なくありません。

筋力が低下すると、さらに転びやすくなり、骨折して寝たきりになるケースもあります。

● 歩き慣れた道でも油断は禁物。車が遠くに見えても無理せず、通過するのを待つてから横断を。

服装や靴は明るい目立つ

色を選び、事故から身を守りましょう。自分で車を運転して出掛ける場合も、安全運転が第一。年齢とともに、視力や運動能力の衰えは避けて通れませんが、

● 緊急時の連絡先や現在服用している薬、持病、かかりつけ医などを記入したメモや手帳を携帯していきましょう。

外出しやすい 環境の整備を

● 高齢者や慢性疾患のある人は、インフルエンザなどの感染症に気を付けましょう。人ごみではマスクをし、外出から帰ったら十分な手洗いとうがいをお心掛けてください。

● 高齢者にとっては、路線バスは外出の“足”。しかし、バス停が遠いと出掛けるのもおっくうになります。道路に段差があると、車いすの高齢者は散歩も困難です。一緒に出掛けてくれる人がいない場合はなおさらです。外出を手伝ってくれる民間業者もあります。が、ボランティアによる地域ネットワークの構築も今後の課題です。

図書紹介



著者 渡辺 俊之
発行者 松元 龍治
出版社 (株)山海堂

ます。介護に疲れたとき、開いてほしい1冊です。このほか、介護・看護・福祉についての本274冊、ビデオテープ202本の貸し出しをしています。詳しくは県立介護実習普及センターにお問い合わせください。

介護することでストレスは、幸せになれるという50のヒントを掲載して

686 電話055・254・8

介護福祉士の質向上

全員に国家試験 メンタルな支援も

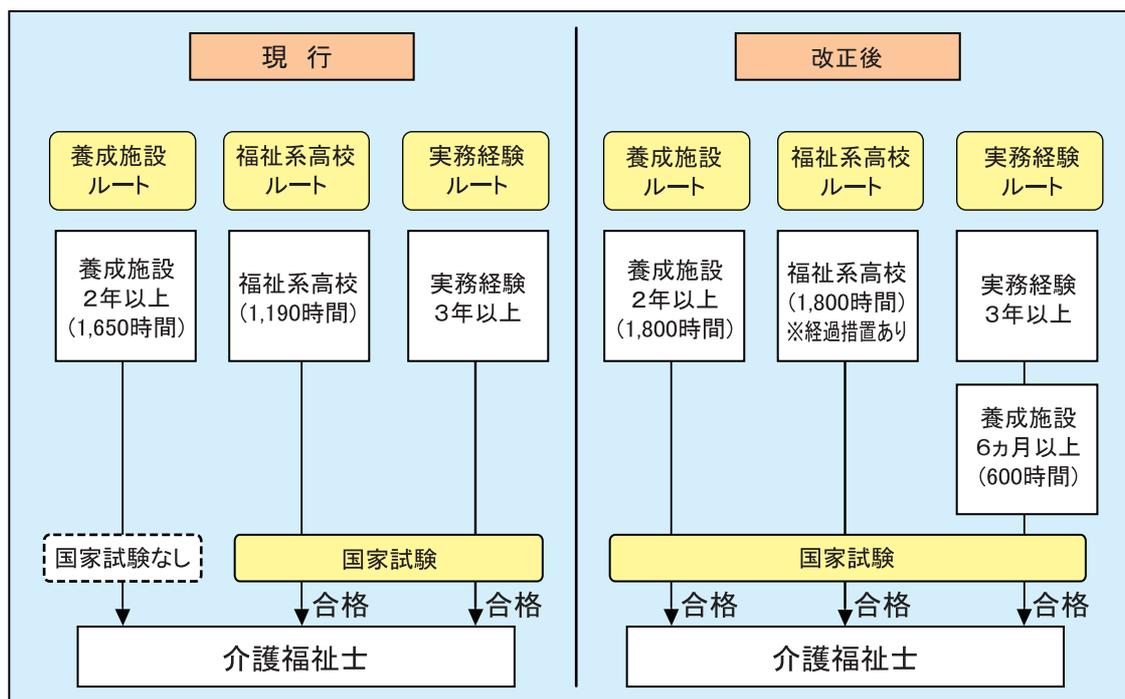


きめ細かなサービスが求められる介護の現場

介護現場の「要」としての活躍が期待されているのが「介護福祉士」です。介護福祉士は、介護についての専門的な知識や技術を持った国家資格者で、ケアワ

介護保険制度が導入されて、今年で10年になります。日本の高齢化は世界的にも前例がないスピードで進んでいます。3年後には4人に1人が65歳以上になると予測されています。多様化する介護ニーズに対応した人材の確保や資質の向上は急務です。

介護福祉士の資格取得方法の見直し(概要図)



「カー」とも呼ばれます。資格を持った人は、全国に約55万人。サービスを利用する高齢者の介護に従事するほか、ホームヘルパーの指

導や助言をしています。厚生労働省は、専門性が要求される介護福祉士の質を高めるため、2007年に介護福祉士法の一部を改

正しました。今回は、改正の主なポイントを紹介します。

○資格取得に国家試験合格を義務付け
従来は介護福祉士養成施設で2年（1650時間）以上の専門教育を受けると、卒業時に国家資格を得ることができました。しかし、12年度からは新たに国家試験を受験することになります。

同じく3年以上の実務経験がある人も、新たに6カ月以上、通信教育などによる養成課程を修了したうえで国家試験を受ける仕組みになります。

○心のケアに配慮
認知症や医療ニーズの高い重度の高齢者が増えています。入浴や排せつ、食事など従来の身体的介護にとどまらない、心理的・社会的支援も重要視されています。このため、改正法では介護福祉士の定義が「心身の状況に応じた介護」をする人に見直されました。



福祉のお仕事 スタート

http://www.shakyo.or.jp/fukushi-start/index.htm

ホームページが
開設されました



中央福祉人材センター
は、福祉分野への就業に役立つ情報を提供する「福祉
のお仕事スタート」を開設
しました。



内容は、福祉の仕事の目的から職種や分野など、基本的な情報が盛りだくさん。私たちの周りで働いている職員のインタビューなどが紹介されています。福祉の仕事について知らなかった人でも、とても分かりやすく理解できる内容になっています。

また、福祉業界の規模や成長度、資格の取得方法、仕事の待遇、ほかの産業との賃金比較など労働環境をきめ細かく紹介。さらに各分野で生かせるかが分かるなど、進路選択の見極めにも役立ちます。

また、中央福祉人材センターが運営する「福祉のお仕事」サイト (<http://www.fukushi-work.jp/>) を見ると、福祉の求人票を閲覧・応募することができ、併せての活用をおすすめします。詳しくは、山梨県福祉人材センターにお問い合わせください。(電話番号 055-2554865)

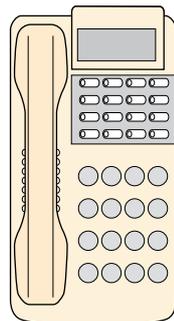
ケータイはこちら→



福祉のお仕事 mobile

http://www1.fukushi-work.jp/cool/m/

www.fukushi-work.jp) を見ると、福祉の求人票を閲覧・応募することができ、併せての活用をおすすめします。詳しくは、山梨県福祉人材センターにお問い合わせください。(電話番号 055-2554865)



県社会福祉協議会で設置している高齢者総合相談センターに寄せられる相談の中で、問い合わせが多い内容を紹介します。

問

父の遺産相続で、お墓や仏壇を兄弟の間で分割して相続することができませんか。

答

墓や仏壇は、相続人による遺産分割の対象になりません。これから祖先の祭祀(祭りごと)を承継していく人が、墓や仏壇を引き継ぐことに



なります。

▽祭祀財産とは

祭祀財産には、先祖代々の家系を記した家系図(系譜)や祭具、墓地、墓石などがありません。祭具は位牌や仏像など、礼拝や祭祀には欠かせることができません。これらを収めた仏壇や神棚も含まれます。

▽新民法で分離

旧民法では「家」を絶やさないことを基本として、墓や仏壇などは家督を相続する戸主が受け継ぐものと定められていました。しかし、新しい民法は家督制度を解体し、家督相続も廃止しました。共同相続制

した制度です。

祭祀財産の継承

相続の対象にはならず

墓地や仏壇などは、祖先を供養していくために必要なものです。相続財産として相続人の中で分割してしまつては、将来にわたつて祖先を祭っていくのに支障が出てきます。

墓や仏壇など、祖先を供養していくために必要なものです。相続財産として相続人の中で分割してしまつては、将来にわたつて祖先を祭っていくのに支障が出てきます。

このため、祭祀財産は、遺産相続とは区別して、祖先の祭祀を主宰する人が継承することになっているのです。これは、わが国における祖先崇拜の風俗を考慮

では、祭祀を受け継ぐ人はどのように決められるのでしょうか。祭祀財産の承継者が死亡したときは、次のようになります。

- (1) 生前、被相続人が口
- (2) 指定がない場合は、その地方の慣習に従つて継承者が決まります。例えば、家を継いだ長男が承継者となる慣習があれば長男があとを継ぐこととなります。
- (3) 被相続人の指定がなく、慣習も明確でない場合



は、家庭裁判所の調停か審判によって決められます。

▽承継者は一人

祭祀承継者は、特別な事情がなければ一人です。必ずしも被相続人と氏が同じである必要ありません。祖先の祭祀を継承する最もふさわしい人が決められます。

祭祀承継者は、祭祀財産を承継したからといって遺産の相続財産を減らされることはありません。また、相続税を計算するとき、被相続人の葬式にかかった費用は、相続財産から差し引くことができます。



イラストは、いずれも新日本法規出版『誰にもわかる社会生活六法 法律相談Q&A 第2巻』960ページから

身体拘束 ゼロへ

2000年にスタートした介護保険制度では、「緊急でやむを得ない」場合を除いて、介護施設などでの身体拘束を禁止しています。

身体拘束って？

認知症の入所者が徘徊（はいかい）しないように、ベッドに縛りつける。こんな極端なケースだけではありません。ベッドを柵で囲む、つなぎ服を着せておむつはずしを防ぐ。こうした「その人の意志に反して行動を制限する行為」は、すべて身体拘束に当たります。

厚生労働省の身体拘束ゼロ作戦推進会議が発行した「身体拘束ゼロへの手引き」

は

- 四肢や手指の自由を奪う
- 起き上がりや立ち上がりの自由を奪う
- 考えることや行動の自由を奪う
- 行動範囲の制限、出入りの自由を奪う

―など11項目を挙げている。さらに山梨県高齢者権利擁護等推進部会は

また、言葉による拘束、言葉の圧力「スピーチロック」を追加しています。

身体拘束はなぜ問題？

「まだ工夫できる点があると分かった。さっそく見直していきたい」

「言葉による圧力について、お年寄りの気持ちに寄り添った介護をした」と改めて思った

専門相談員派遣事業 受講者の感想

「拘束をしない方法で利用者の安全を考えれば、問題行動も減っていく。お年寄りの気持ちに

寄り添った介護をした」と改めて思った

るばかりか、人間としての尊厳も傷つけます。

社会的弊害

介護施設などに対する社会的な不信感を増幅させかねません。

県社会福祉協議会では、県の委託を受けて「高齢者権利擁護等推進員養成研修会」や「事例等報告検討会」を開催しています。

人間の尊厳守ろう 専門相談や勉強会

身体拘束廃止に向けて

身体拘束をゼロにするためには、職員の意識向上や、正しい知識・技術の習得が重要になります。

さらに、介護施設などから要望があった場合は、専門相談員を派遣する独自の事業も展開。具体的なケアや工夫など、実践的な講義や助言・指導を続けています。



身体拘束ゼロを目指す勉強会

身体的弊害

拘束は関節の拘縮や筋力の低下といった体の機能を低下させ、寝たきりを招きます。食欲低下も引き起こすでしょう。

精神的弊害

不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛を与え

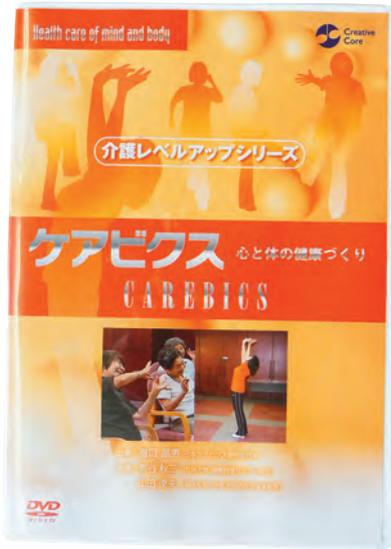
一緒に学びませんか

▷ 「身体拘束廃止・虐待対応等勉強会」 身体拘束廃止推進専門相談員を中心に、原則奇数月の第2木曜日、午後2時から福祉プラザ内で行っています。介護福祉士、理学療法士、看護師など専門職種間の意見交換や情報交換を行います。多面的な見方ができるため、それぞれの職種の専門性に対する理解も深まります。連絡の上ご参加ください。

問い合わせは高齢者総合相談センター

電話055・254・0110

2009年度の新収蔵DVD



「ケアビクス」

～心と体の健康づくり～

老化や脳卒中の後遺症などで体を自由に動かせなくても、いすに座ったままできる介護予防に役立つオリジナル体操。どなたでも楽しめ、心のケアにもつながります。(61分)

「口腔ケア」

～知っておきたい
口腔ケアの基本～

お口の健康は老後の食生活を豊かにしてくれます。高齢者の口腔(く)内の変化や特徴を学びましょう。歯磨きなど口腔ケアの実践方法も紹介しています。(57分)



「終末期のケア」

～いのちを支える
援助的コミュニケーション～

死を目の前にして苦しむ人に、最期まで向き合うことができますか。「ささえびと」となるには、どうしたらいいのか。終末期の方を援助する方法を紹介しています。(50分)

消費者トラブル啓発DVD

「悪質業者の視点」

～次の狙いはあなたかも～

多様化する悪質業者の手口をドラマで再現。“だます側、の視点を盛り込んで、「催眠(SF)商法」「利殖商法」「振り込め詐欺」の3つのストーリーを紹介します。(24分)

「自分らしい明日のために」

～早見優が案内する成年後見制度～

認知症などで判断力が低下した人たちが、自分らしく安心して生活し、活動できるよう支援する「成年後見制度」について紹介しています。(31分)



ビデオライブラリー
介護を学ぼう

県社会福祉協議会は、社 会福祉関連のビデオテープ やDVDを無料で貸し出し づくり、住宅改造、ボラン

テイア、福祉教育、スポーツなど合わせて12分野で、約620本を収蔵しています。行政機関や民間団体はもちろん、県内に住んでいる方ならどなたでもご利用できます。貸出期間は原則として1週間以内で、本数は最高3セットまでです(シリーズでも閲覧できます。是非ご利用ください。ビデオライブラリーのアドレスは http://www.nenrin.or.jp/yamanashi/video/video2009.htm 問い合わせ先 長寿やまなし振興センター健康生きがいづくり担当(電話055・251・3900)

住み慣れた地域で暮らし続けるために



起震車で大規模地震の揺れを体感



煙ハウスの中は煙が充満して前もよく見えない



コンビニに展示されたグループホーム利用者の作品

住み慣れた地域で暮らし続けたい。そんな願いを実現するため、2006年の介護保険法改正で「地域密着型サービス」が創設されました。地域とのつながりを重視した取り組みは、ますます重要になっています。

大規模災害を 起震車で体験

今回は、認知症対応型のグループホームと、小規模多機能型居宅介護事業所の取り組みを紹介します。

体力的な衰えや健康に不安がある高齢者は、危険が自分の身に差し迫っても適切な対応が困難です。笛吹市の小規模多機能型事業所「寿ノ家寄りあい所」と「寿

ノ家グループホーム」は、地域住民や民生委員と協力して災害弱者の防災対策に取り組みんでいます。2月には大規模地震災害を想定した避難訓練などを実施しました。

笛吹市社会福祉協議会や県立防災安全センターの担当者が、東海沖地震が発生した場合の被害想定や避難誘導などについて説明。起震車による地震の揺れや、煙ハウスの中に入って煙に

巻かれる様子を体験しました。日赤奉仕団による炊き出しが行われ、介護施設と地域住民、防災関係者がネットワークの重要性を学びました。

コンビニに 作品を展示

「愛の家グループホーム

甲府増坪」は、近くにあるコンビニエンスストアに、ホーム利用者が作った張り絵や手芸などの作品を展示（2月21日から1週間）し

ました。地域のいろいろな人が利用するコンビニに作品を展示することで、住民にグループホームのことをもっと知ってほしい。そんな期待を込めて計画しました。地域に根ざした店づくりを目指すコンビニの思いとも重なり、今回の作品展に結びつきました。

認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれている中で、地域密着型サービスの必要性は今後さらに増していくでしょう。



小さな体の、どこにそんなエネルギーが潜んでいるのだろう。心を病んだ人たちの自立支援に取り組んで40年余り。「日本・収容所列島」などといわれた時代から、精神障がい者と市民が互いに支え合いながら暮らす時代に。山梨県立大特任教授の寺谷隆子さん（東京都板橋区、68歳）は、精神障がい者の社会参加への道を、先頭に立って切り開いてきました。

その活動が認められ、寺谷さんはこのほど、糸賀一雄記念賞を受賞しました。知的障がい者福祉制度の発展に貢献した故・糸賀一雄氏（1914-68年）にちなんで創設された、福祉分野では国内で初めての国際賞です。

「思いがけない受賞の知らせは、ともに生きるまちづくりを進めてきた仲間にも、この

糸賀一雄記念賞を受賞 寺谷 隆子さん
山梨県立大特任教授

上ない勇気と希望を与えてくれました」

心の病がある人たちを支援し、医療と地域生活の橋渡しをする精神科ソーシャルワーカー（PSW）。寺谷さんがPSWの道を歩み始めたのは、精神障がい者に対する風当たりが強いころでした。ライシヤワー米国大使の刺傷事件（1964年）が、対策の遅れた在宅精神障がい者の実態を浮き彫りにしました。

寺谷さんが東京都精神衛生センターの研修生として、障がい者のデイケアに加わったのはその3年後です。

寺谷さんには、忘れること



寺谷隆子さん
「ともに生きるまちづくり」を目指す

心病んだ人とともに／自立への道切り開く

のできない記憶があります。板橋区にある精神科病院に勤務していたときでした。若い女性が、保護室にあるトイレに衣服などを詰め込んでしまいい、困っていました。

なぜ、そんなことをするのだろう。「首を絞められるの。一緒に寝てみれば分かるわ」

患者の求めに応じ、保護室と一緒に一晩過ごしました。すると、どうでしょう。夜中に、便器から冷たい風が流れ出てきたのです。布団を掛けていても、首筋が冷たい手で絞めつけられたようにゾクゾクします。衣服詰めには理由があったのです。

「生活をともにすることで、見えてくるものがあります。これこそ患者中心の治療の本質だと気付かされました」

寺谷さんが社会福祉法人「JHC板橋」を創設したのは、今から27年前です。JHC（Joint・House・Cosmos）には「精神疾患があっても地域の人たちと対等な仲間として調和し、まちの担い手となって暮らす拠点」と

いう思いが込められています。当時は想像していた以上の批判がありました。「精神障がいがあるだけでも大変なのに、そんな気の毒な人たちに仕事をさせるのか」と。特に精神科の医者から、そんな声が上がったそうです。

「でも、いつまでも特別な人扱いでは、その人たちは社会の片隅でしか生きられなくなりません」「過去の経験を生かし、仲間を支援することだってできます。彼らが好んで仕事をしないのではなく、能力を発揮できないような環境を整えてこなかった周囲に問題があるのです」

3年前に県立大人間福祉学部の教授に迎えられ、昨年から特任教授として週に1回、ソーシャルワーク論を学生たちに教えています。

「亡くなった父の生まれ故郷です。山梨は精神障がい者の尊厳を守ろうと頑張っている人が何人もいます。障がい者や高齢者を排除せずに、地域の問題として解決していく。地域力を開花させていくことができるか、問われています」

「でも、いつまでも特別な人扱いでは、その人たちは社会の片隅でしか生きられなくなりません」「過去の経験を生かし、仲間を支援することだってできます。彼らが好んで仕事をしないのではなく、能力を発揮できないような環境を整えてこなかった周囲に問題があるのです」

3年前に県立大人間福祉学部の教授に迎えられ、昨年から特任教授として週に1回、ソーシャルワーク論を学生たちに教えています。

「亡くなった父の生まれ故郷です。山梨は精神障がい者の尊厳を守ろうと頑張っている人が何人もいます。障がい者や高齢者を排除せずに、地域の問題として解決していく。地域力を開花させていくことができるか、問われています」

「でも、いつまでも特別な人扱いでは、その人たちは社会の片隅でしか生きられなくなりません」「過去の経験を生かし、仲間を支援することだってできます。彼らが好んで仕事をしないのではなく、能力を発揮できないような環境を整えてこなかった周囲に問題があるのです」

専門相談の概要

相談は、①毎月第2・第4木曜日の午後、弁護士会館で行う定期相談②定期相談日まで待てない場合に法律事務所で行う法律事務所相談③寝たきりの方の自宅などに弁護士が何う出張相談一の3つがあり、いずれも予約制です。

相談料は、①、②は30分につき5,250円③は1派遣につき1万500円と交通費をお支払いいただきます。

なお、収入・財産の少ない方は、法テラスの無料法律相談制度を利用できますので、ご相談ください。

任意後見契約・財産管理業務について弁護士を紹介する制度もあります。

事前に準備を

相談の際には、あらかじめ相談したい内容を整理し、必要な書類をご準備いただくと、相談がスムーズに進みます。

例えば、年を取った後の財産管理について相談する場合には、あらかじめどのような財産があり、どういう人に管理を頼みたいのか、まとめておいてください。

(山梨県弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会事務局長 高橋由美)

悩みに県弁護士会が対応

高齢者・障害者支援センター

山梨県弁護士会高齢者・障害者支援センター(松本成輔運営委員長)は、高齢者・障がい者のみなさんの権利をまもり、高齢者・障がい者のみなさんが幸せな生活を送れるようお手伝いすることを目的としています。現在、当センター運営委員会に所属する17人の弁護士が中心となって、法律問題で困っている方の相談に乗ったり、財産の管理に心配がある方の財産管理にあたるなどの仕事をしてい

ます。例えば: 「もし今後認知症になったら、お金の管理はどうなるんだろう」という漠然とした悩みを弁護士に相談するなんて恥ずかしい、とお思いではありませんか。でも実はこの悩みは、任意後見契約(判断力が低下した後、信頼できる人に



高齢者虐待などについての情報交換会

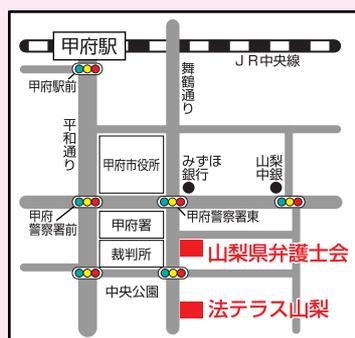
財産管理してもらえよう、あらかじめ決めておく制度)で解決できます。また、精神障がいや知的

判断力が不安なら

障がいのある方で、法律行為を行う場合の判断力に自信がないという方の悩みについては、その方の状況に応じて、後見人・保佐人・補助人に助力してもらった後見制度の利用で解決できます。当センターの活動についてあまりご存じない方もいるかもしれませんが、出張相談の制度もあります。資力の少ない方については、相談費用が無料になる制度もあります。専門の弁護士が丁寧に説明しますので、ぜひご利用ください。

他業種との連携へ

当センターは、今後さらに他業種(社会福祉士、精



▽相談場所 県弁護士会館 甲府市中央一丁目8番7号
▽電話 055(235)7202

神保健福祉士など)とのネットワークを構築しながら、県内の高齢者・障がい者のみなさんに、より充実した支援ができるよう取り組んでいきたいと考えています。

新たなセーフティネット創設

あなたの暮らしを守ります

生活福祉資金貸付制度は、各地域の民生委員や相談窓口となる市町村社会福祉協議会の協力により、低所得者対策の代表的制度として大きな役割を担ってきました。

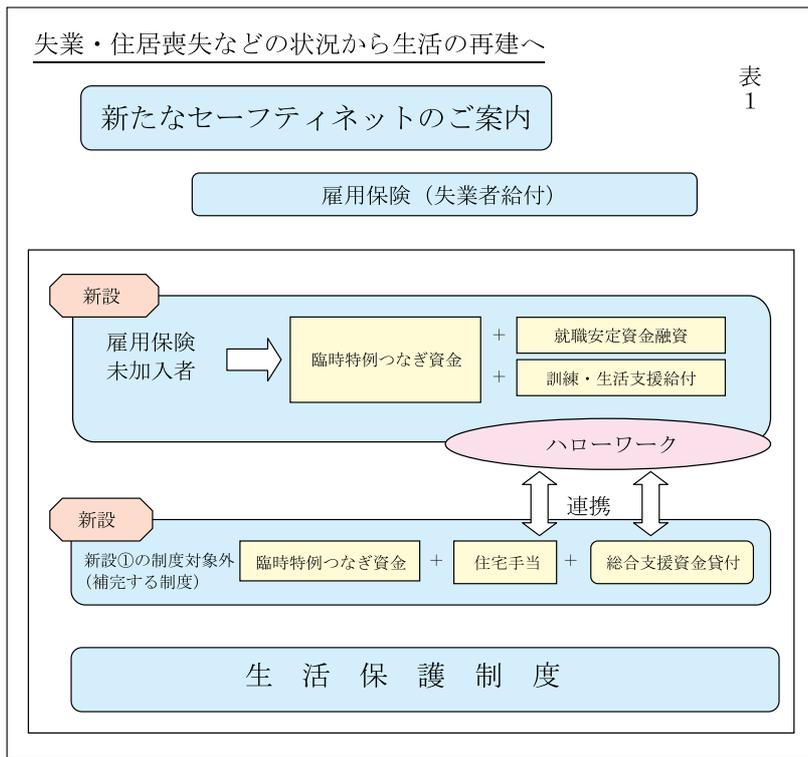
貸付の種類は、更生資金、福祉資金、修学資金などに



加え、離職者支援資金や長期生活支援資金など計10種類と多様です。

近年の経済状況に対応したさまざまな雇用対策、生活保護制度を含む福祉施策との整合性を図りながら、セーフティネットとしての機能が求められています。

生活福祉資金貸付制度の案内



そこで、平成21年10月、さらに利用しやすい制度とするため、資金種類の統合・再編、貸付条件の緩和など抜本的な改正が行われました。（左ページの表参照）

主な改正点の第1は、経済状況の悪化に伴う失業など雇用問題に有効な役割や機能を果たせる制度としたこと。第2は、原則として連帯保証人を必要としつつ、どうしても立てられない方にも貸付が可能とされたこと。また、連帯保証人がいない場合には無利子とす

るなど貸付利子の低減も図られています。

特に今回の改正で創設された「総合支援資金」は、昨年末に東京都で開設された公設派遣村に象徴される派遣切り、会社都合による解雇などで失業された方や、住居を失った方の生活再建に対応する資金です。本県でも2月末の利用者数は30件を超えるなど大きく伸びています。

ハローワークでの失業者対策として行われている各種支援策、住居を失った方などへの住宅手当（給付）や住居を失った方への一時的な生活費の貸付「臨時特例つなぎ資金」も創設されました。新たなセーフティネットとして大きな期待が寄せられています。（表1）

※ご相談、問い合わせは、お住まいの市町村の社会福祉協議会まで。

生活福祉資金貸付条件等一覧（平成21年10月1日改正以降）

資金種類		貸付条件				
		貸付限度額	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金					
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	原則必要 但し連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な経費	580万円以内 ※以下は()内金額は貸付上限額の目安	置期間経過後 20年以内 ※以下は目安	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	原則必要 但し連帯保証人なしでも貸付可
		生業を営むために必要な経費	(460万円)	(20年)		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	[技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円]	(8年)		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)	(7年)		
		福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)	(8年)		
		障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)	(8年)		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)	(10年)		
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	[療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円]	(5年)		
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	[介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円]	(5年)		
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)	(7年)		
		冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)	(3年)		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)	(3年)		
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)	(3年)		
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)	(3年)				
緊急小口資金	・ 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・ 火災等被災によって生活費が必要とき ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	8月以内	無利子	不要	
教育支援資金	教育支援費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.5万円以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産生活担保型資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 土地の評価額の7割程度 月30万円以内	据置期間終了時	年3%、又は期プライムレートのうちいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任 不要
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 居住用不動産評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・ 貸付基本額の範囲（生活扶助額の1.5倍以内）			

「介護福祉士」「社会福祉士」 資格取得に学費貸し付け

県社会福祉協議会は、介護福祉士・社会福祉士の養成施設などに在学する方に修学資金の貸付を行います

対象者	介護福祉士・社会福祉士の指定された養成施設などに在学し、卒業後に山梨県内で介護や相談業務に従事しようとする学生（原則として、山梨県内に住民登録していること）。ただし、同種の修学資金の貸付を受けている、または受ける予定の学生を除きます
貸付限度額	月額5万円以内 入学準備金20万円以内（初回月） 就職準備金20万円以内（最終月）
貸付利子	無利子
貸付期間	契約に定められた月から 養成施設などを卒業の月まで
連帯保証人	2人。独立した生計を営み、1人は県内に居住していること。また貸付希望者が未成年の場合、1人は親権者か後見人であること
返還免除	卒業後1年以内に県内で指定された介護や相談業務に従事し、以後引き続き5年間業務につく場合など
その他	①養成施設などの推薦が必要です。貸付を希望する場合、養成施設などにご相談のうえ、申請手続きを行ってください ②申請書と必要書類（所定様式）は県社協か、次の養成施設などで配付しています ・山梨県立大学 ・身延山大学 ・帝京医療福祉専門学校 ・優和福祉専門学校
締め切り	4月9日(金) 必着
問い合わせ先	県社会福祉協議会企画課 (電話055・254・8610)

共同募金にご協力いただきありがとうございます
ございました

平成22年度の地域福祉活動を推進するため、募金運動を展開しました。
山梨県の募金実績額（平成22年1月末現在）は、174,885,566円。

目標額195,000,000円に対し、目標達成率は89.7%、全国平均87.4%を少し上回る結果となっています。

集まった募金は、福祉施設の改修や地域のボランティア活動、安心安全の地域づくりなど、民間の施設・団体が行う事業に対して助成する予定です。

●ありがとうございます
メッセージ
（平成20年度に助成を受けた団体の声）

甲州市社会福祉協議会
毎月、ひとり暮らしの高齢者を対象にボランティアが手作り弁当を用意し、季節感を考えたお楽しみ会食

会を開いています。
なかでも、地域の小中学生とのふれあい会食会は、お互いが思いやりの気持ちをもつことができました。
高齢者の仲間づくりと生きがいづくりを目的とした会食会は、小中学生との交流によって、あたたかい、ふれあいの輪が広がりました。



高齢者と地域の小学生のふれあい会食会



都留市社協の災害ボランティア育成

谷村工高での研修きつかけ「災害時支援協定」に発展

都留市社会福祉協議会は、災害ボランティアの育成に力を入れています。

平成18年度から「高校生災害ボランティアスクール」を開催。次代を担う若者たちが、災害時にボランティア活動するときに役立つ知識や技術の習得を目指しています。

県立谷村工高の生徒が対象で、谷村地域協働のまちづくり推進会の協力を得て、ボランティアスクールを開きました。

参加した生徒は「自分が住んでいる地域が災害にあったら、今日の経験を生かしたい」などと話していました。

こうした活動をきっかけに、「災害時の協働体制をしつかりした形にしておこ

ました。

協定の主な内容は①学校は敷地内に災害ボランティアセンターのサブ施設を設置する②救護・救援活動の協力要請に応えるーなどとなっています。

同市社協は、引き続き平常時の防災研修を開催します。同校がサブ施設の役割を果たすため、両者のネットワークを整備するためです。

同市社協ボランティアコーディネーターの森嶋美子さんは「災害ボランティアスクールから支援協定に発展したのは、大きな成果。これからも災害ボランティアの育成や、防災体制を強化していきたい」としています。

う」という気運が同市社協の中で高まりました。同校と協議した結果、2月23日、災害時支援協定を締結し



災害時支援協定を結んだ都留市社協と谷村工高の代表者ら

福祉施設訪問

通所事業所「くぬぎの森」

手づくりパン大好評、森林セラピーも

知的障がい者の社会参加と自立をめざす通所施設「くぬぎの森」。パンやケーキづくり、寝具のクリーニングなどの仕事を通して、働く喜びを実感しています。



多機能型通所事業所「くぬぎの森(本場)」

全国の授産施設などが参加する「ユニバーサルベーキングカップ」第2回大会(2005年)ではパン部門で大賞を、昨年開かれた大会でもアイデア賞と特別賞に輝きました。施設内の売店には、近所の人が散歩帰りに立ち寄り、話し込んでいきます。地元の小

さいの児童と、一緒にクッキーをつくるなどの交流も盛んです。施設長の清水みどりさんは「くぬぎの木のようにはっきり根ざし、開かれた施設づくりを進めたい」と話しています。

最近では、地域の自然を利用した「森林セラピー」も取り入れています。近くにある武田の杜に出かけ、森の中の支援を受け、丸太にキノコの種菌を打ち込んだり、落ち葉をかき集めたプールに入ったり、楽しいひと時を過ごします。お互いのコミュニケーションが高まり、表情が穏やかに

手づくりパンは全国大会でも大賞を取った折り紙つき



施設概要
 施設名 社会福祉法人 清長会
 多機能型通所事業所「くぬぎの森(本場)」
 住所 〒400-0082 甲府市下帯那町2980
 連絡先 TEL 055・251・8010 FAX 055・251・8051
 設立 平成15年12月1日

多機能型通所事業所「くぬぎの森(城東店)」
 〒400-0861 甲府市城東3-7-11
 TEL 055・220・6231 FAX 055・220・6232
 平成17年12月1日

おしらせ

善意をありがとう

山梨ともしび基金は、次の方々からご寄付をいただきました。

- ◇ 社団法人山梨県調理師会 (小又正会長) 様
- ◇ 甲府友の会 (北川久美子代表) 様
- ◇ 財団法人山梨県職員互助会

(古賀浩史理事長) 様
 ◇ 峡北会 (山本節彦代表) 様
 ◇ 矢野喜代子様
 寄付金は、民間福祉活動の助成を行う基金として大切に活用させていただきます。ありがとうございました。
 県社会福祉協議会 企画課
 (電話055・254・8610)

平成22年度県社協主な行事

- 5月24日(月)「山梨県民生委員児童委員大会」県立県民文化ホール(甲府市)
- 6月10日(木)～14日(月)「山梨県シルバー作品展・シルバー俳句大会」山交百貨店5階催事場(甲府市)
- 9月25日(土)「いきいき山梨ねんりんピック2010」小瀬スポーツ公園(甲府市)
- 10月9日(土)～12日(火)「第23回全国健康福祉祭いしかわ大会(ねんりんピック石川2010)」石川県内
- 11月11日(木)「第58回山梨県社会福祉大会」県立県民文化ホール(甲府市)

ボランティア活動保険 平成22年度加入者受付中

ボランティア活動中のさまざまな事故によるけがや賠償責任を低額の掛け金で補償するこの保険は、毎年度多くの方々にご加入いただいています。

補償期間は、4月から来年3月末日まで。加入プランや補償金額によって年間保険料が異なります。

現在、加入申し込みを受け付けています。なお、4月以降、

Aプラン保険料が260円から280円に引き上げられます。

お申し込みは県社協または、お近くの市町村社会福祉協議会まで。県社協 地域福祉課(電話055・251・0039)

俳句作品を募集します

6月に開催する「山梨県シルバー俳句大会」の作品を募集します。

- 応募資格 県内在住で60歳以上のアマチュアの方(昭和26年4月1日以前に生まれた方)
- 応募方法 ハガキに未発表作品(雑詠)を一人2句以内、住所、氏名、生年月日、年齢、性

別、電話番号を記入してください

● 留意事項 俳句作品、氏名などの漢字は必ずふりがなをふり、誤字や脱字がないよう確認してください

● 締め切り 平成22年4月20日(火)(当日消印有効) 県社協 長寿やまなし振興センター(電話055・251・3900)

「月刊福祉」を 定期購読しませんか

全国社会福祉協議会が発行している「月刊福祉」=写真=は、社会福祉の新しい方向を探る総合月刊誌です。

発行日は毎月6日、定価1,020円(本体971円)、送料300円(10冊以上・定期購読の場合は送料サービス)。



申し込み 県社協総務課 電話055・254・8610、FAX055・254・8614

「24時間テレビ」福祉車両

「24時間テレビ」チャリティー委員会は、第33回「24時間テレビ」福祉車両の申し込みを4月から受け付けます。

過去32回、山梨県内に贈呈された福祉車両は130台になります。

応募書類は次の方法で入手することができます。

1. 市町村社会福祉協議会
2. 「24時間テレビ」の公式ホームページ <http://www.ntv.co.jp/24h/>

なお、申し込みには対象団体などの条件があります。山梨放送事業局(電話055・231・3121 平日午前9時～午後5時)



「24時間テレビ」(YBS山梨放送)から贈られた福祉車両